

令和4年度新任自治会長説明会 令和4年5月21日(土) 質疑応答一覧(概要)

	質問内容	回答担当	回答内容
1	市民活動災害補償保険制度(コミュニティ保険)について、動力付きの草刈機の使用は対象外との説明であったが、当自治会では草刈を行う範囲が広いので、動力付きの草刈機を使用せざるを得ない。使用にあたっては講習会を受けるなど必要な措置を行っているが、そのような状況での使用でも保険の対象外なのか。	コミュニティ課	動力付きの草刈機による作業については、市民活動災害補償保険制度(コミュニティ保険)の対象外となります。
2	広報ながれやまの配布について、新聞を取っていない人には公共施設に取りに行くよう自治会内でも案内しているが、市から今後自治会を経由して配布するようなことがあると負担となるため、そういった案内とならないよう配慮してほしい。	コミュニティ課	広報ながれやまの所管は秘書広報課ですが、新聞折込の他に、希望がある世帯には自治会加入の有無に限らず直接戸別郵送の対応をしています。また、ホームページやスマートフォンアプリ「マチイロ」でも読むことができます。このことから、現時点で自治会を経由して広報ながれやまの配布をお願いすることはありません。
3	ごみゼロ運動について、自治会の意思に任せるとの理解で、当自治会としては行わないこととしたが、問題無いか。	環境政策課	問題ありません。
4	自治会未加入者2世帯が独自で集積所を設置したいとってきた場合、市は認めるのか。また戸別回収は行うのか。	クリーンセンター	ごみ集積所については、使用者同士で管理をいただいているところですが、実情として自治会で管理されていることも多いことから市としても自治会加入の案内を行っているところです。新規の設置については、原則5世帯以上で使われることが前提であり、そうでなければ認められません。(区画整理事業中など、今後5世帯以上が見込めるなどの場合は別途相談を受けています。)なお、戸別回収を行う予定はありません。
5	ごみカレンダーの配布について、自治会内のアパートに関しては、6世帯未満であれば管理会社で配布されると市から聞いたが、一方で自治会に入っているならば自治会で配布してほしいとも言われており、真偽を確かめたい。	クリーンセンター	戸建てや、集合住宅に限らず、自治会加入されている世帯への配布については、自治会にご協力をお願いしています。自治会未加入の集合住宅にお住いの方に対しては、一部管理会社が配布している場合もあり、また必要に応じてHPにも掲載しているため、ごみカレンダーを入手できる手段はあります。このことについて、何かお困りごとがあれば、クリーンセンターへご相談ください。
6	自治会加入率の減少が当自治会でも、問題となっているが、松戸市では広報を有効利用していると聞いている。流山市でも対策等検討いただきたいが予定はあるか。	コミュニティ課	令和3年の10月21日号に広報ながれやまにて自治会加入を含めた、特集号の記事を掲載しました。本年の取り組みについては未定ですが、検討していきます。併せて、HPについても転入者が加入しやすい雰囲気や情報について拡充していきます。
7	市民活動災害補償保険制度(コミュニティ保険)の適用範囲などについて、HPに掲載しているのか。	コミュニティ課	市民活動災害補償保険制度(コミュニティ保険)のパンフレットを作成し、HPに掲載しています。(広報ID検索:1003589、又は、市HP内検索ボックスで「コミュニティ保険」で検索)なお、紙ベースのものも本会場でお配りしています。(コミュニティ課窓口でも配布しています。)
8	自主防災組織への支援として、降雪時の融雪剤購入についても対象としてほしい。	道路管理課 防災危機管理課	融雪剤については、要請があれば自治会に対して5袋(1袋25kg)まで配布します。なお、配布は市役所窓口での配布となります。【道路管理課】今後、融雪剤購入も自主防災組織補助金の対象とします。【防災危機管理課】
9	路上喫煙がひどい。駅の周りはパトロールする人がいるようであるが、自治会区域内での歩きたばこに対し注意等行ってほしい。	環境政策課	路上喫煙については、駅前周辺を重点地域として条例上定め、特にパトロールを強化しています。市内全域をくまなくパトロールというのは難しいですが、要望や相談があれば別途パトロールの対象地域に組み込むことも可能ですのでお知らせください。
10	建物解体に関わる、アスベストの飛散が心配である。きちんと監視等行ってほしい。	(コミュニティ課)	アスベストの飛散処理でご心配がある場合は、「千葉県東葛飾地域振興事務所地域環境保全課」へご相談ください。 電話:047-361-4048

11	ゴミ集積場に、がれきが放置されてしまい、対応がわからない。警察なのか、市なのか。	クリーンセンター	がれきなどの産業廃棄物がゴミ集積場に放置されてしまった場合は、クリーンセンターにご相談ください。必要に応じて、警察とも連携をとりますが、撤去にあたっては少なくとも2、3週間は調査等のためゴミ集積場に留め置くこととなりますのでご了承ください。
----	--	----------	--